

令和 5 年 7 月 7 日

関係各位

山口労働局労働基準部監督課長

令和 5 年度における時間外労働の上限規制に関する周知
について（依頼）

日頃より、労働行政の推進につきまして、格別のご協力を賜わり深く感謝申し上げます。

さて、時間外労働の上限規制は、平成 31 年 4 月（中小企業では令和 2 年 4 月）から適用が開始されていますが、建設の事業、自動車運転の業務など一部の職業では、これまで時間外労働の上限規制の適用が猶予されてきました。

この猶予期間は今年度までであり、こうした事業、職業に対しても令和 6 年 4 月 1 日からいよいよ時間外労働の上限規制の適用が開始されます。

建設業で働く方やドライバーの方は、生活に欠かすことのできないインフラや物流、生活交通を支える重要な役割を担っていますが、他の業種に比べて時間外労働が長い実態となっています。

そのため、こうした状況を改善するためには、取引関係者をはじめとした国民の皆さま一人一人にご理解とご協力が必要であり、国民の皆さま方それぞれにできることに取り組んでいただけるよう、広く機運醸成を図ることといたしました。

つきましては、送付しましたポスターの掲示などの周知にご協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

また、周知用の特設サイト (<https://hatarakikatasusume.mhlw.go.jp/>) を設置し、動画コンテンツ等による周知も開始しておりますのでご利用いただきますよう併せてお願い申し上げます。

<特設サイト>

<PR 動画ショート>

<PR 動画ロング>

